

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に
規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書

本県では、現在「産業振興計画の推進」、「日本一の健康長寿県構想の推進」、「教育の充実と子育て支援」、「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化」、「インフラの充実と有効活用」の5つの基本政策を掲げて、県勢の浮揚を図り将来に希望の持てる県づくりに向けて全力で取り組んでいる。

一昨年11月には、本県で統計をとり始めて初めて初めて有効求人倍率が1.0を超えるなど、その効果は少しずつではあるが感じられるようになった。

しかしながら、「人口の減少が県内市場の縮小を招くことにより、若者がさらに県外に流出し、さらに人口減少が加速する」といった負の連鎖をとめるには、至っていない。

負の連鎖をとめ地域に活力を生み出すためには、それぞれの計画を強力に押し進めなければならない。インフラの充実と有効活用は、その推進を下支えするために非常に重要なものである。

北は四国山地に阻まれ、東西に長い地形を有し人口が偏在する本県にとって道路整備は特に重要であり、地域の経済活動や災害時の物資輸送等を支える高速道路「四国8の字ネットワーク」から生活に密着した市町村道に至るまで、県土の隅々まで張りめぐらされた道路の整備を着実に進めていく必要がある。

よって、国におかれては、国民の生活の質を高め、生命と財産を守り、未来につながるための道路整備事業について、次の事項を確実に実施されるよう強く要望する。

- 1 地域経済の活性化や防災力の向上に資する道路整備を推進し、安全・安心な利用を確保するための修繕、老朽化対策などを計画的に進めるため、道路予算全体を拡大したうえで、必要な額を確保すること。
- 2 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条に規定する国の負担又は補助の割合の特例については、平成30年度以降も継続すること。

さらに、地方創生のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 様